

新型コロナウイルス感染症にかかる 65 歳以上の方の介護保険料の減免について Q & A

Q1. 減免申請は郵送でも可能ですか。

(回答)

可能です。新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、郵送による申請にご協力ください。申請者は、熊本市のホームページからダウンロードすることができます。

なお、申請書を印刷することができない場合は、申請書をお送りいたしますので、下記までご連絡ください。

【中央区役所福祉課】	096-328-2311
【東区役所福祉課】	096-367-9127
【西区役所福祉課】	096-329-5403
【南区役所福祉課】	096-357-4129
【北区役所福祉課】	096-272-1118

Q2. 減免申請書は、どこに提出したら良いですか。

(回答)

住民票の住所を管轄する区役所福祉課へご提出をお願いいたします。

【中央区役所福祉課】	〒860-8618	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
【東区役所福祉課】	〒860-8618	熊本市東区東本町 16 番 30 号
【西区役所福祉課】	〒861-5292	熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号
【南区役所福祉課】	〒861-4189	熊本市南区清藤 405 番地 3
【北区役所福祉課】	〒861-0195	熊本市北区植木町岩野 238 番地 1

Q3. 申請期限はいつまでですか。

(回答)

令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日

Q4. 世帯の主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)

世帯の生計を主として維持する方 (一般的には世帯の中で所得の一番高い方) で、保険料減免を受ける被保険者の方と同一世帯に属する方です。

Q5. 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により、世帯の経済状況等に与える影響が大きいと認められる場合をいい、具体的には、一ヶ月以上の治療を有する場合を指します。申請時には、医師の診断書が必要です。

Q6. 令和4年中の収入見込額はどのように算出すればよいですか。

(回答)

令和4年の1月から申請の前月までは実額をご記入ください。申請月から12月までは、収入見込を足し合わせて算出します。

申請月以降の収入見込額については、申請時点の実情から算出してください。

例えば、令和4年1月から申請月までの収入額の平均などから算出する方法も考えられます。

Q7. 「事業収入等」というのは、どのような収入が含まれるのですか？株の取引による収入等は含まれますか？

(回答)

事業収入（営業・農業）、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかで、株の取引による収入等は含まれません。

Q8. 令和3年中の収入額と令和4年中の収入見込額に、国や県から支給される各種給付金は含まれますか。

(回答)

国や県から支給される各種給付金（時短要請協力金、持続化給付金等）については、収入には含みません。

Q9. 新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少したことについてどのように証明すればよいですか。

(回答)

給与所得については、前年と比較のできる給与明細等の提出、事業収入や不動産収入については、帳簿の一部等を提出していただきます。

Q10. 給与収入は30%以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入は減少しません。
2つの収入を合計した場合には、前年比30%以上の減少にはなりません。減免の対象になりますか。

(回答)

対象になります。事業収入（営業収入、農業収入）、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年比30%以上の減少が見込であれば、要件に該当します。

ただし、減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以上であれば、該当しません（この問いの場合、不動産収入に係る所得が400万円以上だった場合は該当しません。）。

Q11. 事業収入については前年比30%以上の減少見込なのですが、令和2年中は、必要経費の額が多く、事業所得は0円でした。減免の対象になりますか。

(回答)

対象になりません。減免の要件には前年比30%以上の減少見込であっても、減免額の計算において、前年の所得額が0円またはマイナスの場合、減免額が0円となるため減免することができません。

Q12. 減免に該当した場合も年金からの差引き（特別徴収）は継続されるのですか。

(回答)

減免に該当となった場合は年金からの差引き（特別徴収）はいったん中止となり、来年度9月期まで普通徴収になります。なお、減免の決定時期によっては中止の処理に時間がかかるため、年金から差引されてしまうことがあります。後日、還付されることになります。（滞納のある方については、滞納額に充当され、残りの金額が還付されます。）